

一、相关新法令、新政策

- [关于转发全国人大常委会《对违法排污行为适用行政拘留处罚问题的意见》的通知](#)

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环发(2008)62号

【发布日期】2008-07-04

【提 示】根据该通知,排污单位违反国家规定,向水体排放、倾倒毒害性、放射性、腐蚀性物质或者传染病病原体等危险物质,构成非法处置危险物质的,对单位直接负责的主管人员和其他责任人员可以适用行政拘留处罚。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bwj/200808/t200808_127000.htm

- [关于做好 2008 年度支持承接国际服务外包业务发展资金管理工作的通知](#)

【发布单位】财政部、商务部

【发布文号】财企(2008)140号

【发布日期】2008-07-09

【提 示】根据该通知,财政部、商务部 2008 年将从资金上重点支持符合规定条件的服务外包企业以及各类培训机构。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于做好 2008 年度支持承接国际服务外包业务发展资金管理工作的通知

http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200808/t20080804_60556.html

上海市关于做好 2008 年度申报国家服务外包专项资金工作的通知

<http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/serobject1ai15592.html>

- [外商投资矿产勘查企业管理办法](#)

【发布单位】商务部、国土资源部

【发布文号】商务部、国土资源部令 2008 年第 4 号

【发布日期】2008-07-18

【实施日期】2008-08-20

【提 示】根据该办法,外国企业、个人或其他经济组织可独资或与中国企业、其他经济组织合资、合作在中国境内设立外商投资矿产(石油、天然气、煤层气除外)勘查企业。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/1/ah/2008/08/20080805704968.html>

一、関連する新法令、新政策

- [全人大法律工作委员会による「違法排出行為につき行政拘留処罰を適用する問題に関する意見」の転送・発布についての通知](#)

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環発(2008)62号

【発布日】2008-07-04

【コメント】本通知によると、排出業者が国の規定に違反し、水域へ毒害性、放射性、腐食性物質もしくは伝染病病原体などの危険物質を排出し、危険物質の不法処分を構成した場合、直接責任を負う当該業者の管理者とその他の責任者に行政拘留処罰を科すことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bwj/200808/t200808_127000.htm

- [2008 年度国際サービスアウトソーシング業務の請負を支持する発展基金の管理業務を遂行することに関する通知](#)

【発布機関】財政部、商務部

【発布番号】財企(2008)140号

【発布日】2008-07-09

【コメント】本通知によると、財政部、商務部は 2008 年に資金面において条件に該当するサービスアウトソーシング企業及び各種の研修機構を重点的に支持することになる。

【関係する法令全文】記の URL をクリックしてください。

2008 年度国際サービスアウトソーシング業務の請負を支持する発展基金の管理業務を遂行することに関する通知

http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200808/t20080804_60556.html

2008 年度国家サービスアウトソーシング個別資金の申請業務を遂行することに関する上海市の通知

<http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/serobject1ai15592.html>

- [外商投資鉱産探査企業管理弁法](#)

【発布機関】商務部、国土資源部

【発布番号】商務部、国土資源部令 2008 年第 4 号

【発布日】2008-07-18

【施行日】2008-08-20

【コメント】本弁法によると、外国企業、個人及びその他の経済的組織は独資又は中国企業、その他の経済的組織との合併、合作により外国出資者が出資する鉱産(石油、天然ガス、コールベッドメタンを除く)探査企業を設立することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/1/ah/2008/08/20080805704968.html>

● [关于调整奥运会期间危险品运输限制措施的通知](#)

【发布单位】中国民用航空局

【发布日期】2008-07-28

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063530.htm

● [关于经营者集中申报标准的规定](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 529 号

【发布日期】2008-08-03

【实施日期】2008-08-03

【提 示】该规定重申《反垄断法》中经营者集中的三种情形,并规定经营者集中达到以下标准之一的,应当事先向国务院商务主管部门申报,未申报的不得实施集中:

- 参与集中的所有经营者上一会计年度在全球范围内的营业额合计超过 100 亿元人民币,并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币;
- 参与集中的所有经营者上一会计年度在中国境内的营业额合计超过 20 亿元人民币,并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm

● [关于再次修订《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》的公告](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2008 年第 52 号

【发布日期】2008-08-04

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info122417.htm>

● [关于出口收结汇联网核查系统正式运行的通知](#)

【发布单位】国家外汇管理局综合司

【发布文号】汇综发(2008)128 号

【发布日期】2008-08-04

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=80302000000000000000_30&id=4

● [五輪期間中において危険品運送規制措置の調整に関する通知](#)

【発布機関】中国民用航空局

【発布日】2008-07-28

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063530.htm

● [事業者集中申告基準に関する規定](#)

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 529 号

【発布日】2008-08-03

【施行日】2008-08-03

【コメント】本規定は「独占禁止法」に定める事業者集中に関する三つの状況を改めて言及し、事業者の集中が下記のいずれかの基準に達した場合、事前に国务院商務主管機関に申告しなければならず、申告しない場合は集中を行ってはならない。

- 集中に参加するすべての事業者の前会計年度における全世界範囲での売上高合計が 100 億人民元を超え、かつそのうちの少なくとも 2 事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を超えていること。
- 集中に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が 20 億人民元を超え、かつそのうちの少なくとも 2 事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を超えていること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm

● [「中華人民共和國輸出入貨物通關書記入規範」を再度改定することに関する公告](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2008 年第 52 号

【発布日】2008-08-04

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info122417.htm>

● [輸出する際の外貨受領・人民元転のオンライン検査システムが正式に運行することに関する通知](#)

【発布機関】国家外為管理局総司

【発布番号】匯総發(2008)128 号

【発布日】2008-08-04

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=80302000000000000000_30&id=4

● **中華人民共和国外匯管理條例**

【发布单位】国务院
 【发布文号】国务院令 第 532 号
 【发布日期】2008-08-05
 【实施日期】2008-08-05
 【提 示】国务院此次对《中華人民共和国外匯管理條例》的全面修订主要包括：对外匯資金流入流出实施均衡管理、完善人民币匯率形成机制及金融机构外匯业务管理、强化对跨境資金流动的监测及建立国际收支应急保障制度、健全外匯監管手段和措施等四方面，其中包括：

对外匯資金流入流出实施均衡管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要求经常项目外匯收支应当具有真实、合法的基礎，取消外匯收入强制调回境内的要求，允许外匯收入按照规定的条件、期限等调回境内或者存放境外； ○ 规范资本项目外匯收入结匯管理，要求资本项目外匯及结匯資金应当按照批准的用途使用，增加对外匯資金非法流入、非法结匯、违反结匯資金流向管理等违法行为的处罚规定； ○ 明确外匯管理机关有权对資金流入流出进行监督检查及具体管理职权和程序。
其他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 规定人民币匯率实行以市场供求为基础的、有管理的浮动匯率制度； ○ 调整外匯头寸管理方式，对金融机构经营外匯业务实行综合头寸管理； ○ 健全国际收支统计申报制度，完善外匯收支信息收集，加强对跨境資金流动的统计、分析与监测。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 中華人民共和国外匯管理條例
http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/06/content_1066085.htm
 有关部门负责人就《外匯管理條例》有关问题答记者问
http://www.gov.cn/zwhd/2008-08/06/content_1066150.htm

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● **中華人民共和国外為管理條例**

【発布機関】国務院
 【発布番号】国務院令 第 532 号
 【発布日】2008-08-05
 【施行日】2008-08-05
 【コメント】国務院はこの度「中華人民共和国外為管理條例」に対して行った全面的な改定は主に、外貨資金の流入と流出に対し均衡的な管理を行い、人民元為替レートの形成メカニズム及び金融機関外貨業務管理を完備させ、国境を越える資金の流動の監督・監視を強化し、国際收支緊急対応保障制度を構築し、外貨監督管理手段と措置を健全化させるなど四つの方面を含むが、具体的には次の内容が含まれる。

外貨資金の流入と流出に対し均衡的な管理を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 經常プロジェクトの外貨收支には真実で合法的取引の基礎がなければならないことを要求し、外貨収入を強制的に国内に戻す要求を取り消し、外貨収入を所定の条件と期間などに基づき国内に戻すか又は国外に預け入れることが認められる。 ○ 資本プロジェクト外貨収入人民元転管理を規範化し、資本プロジェクト外貨及び人民元転資金が許可された用途通りに使用されなければならない、外貨資金の不法な流入、不法な人民元転、人民元転後の資金流動方向に関する管理などへの違反行為に対する処罰規定を増加する。 ○ 外為管理機関が資金流入、流出に対し監督管理・検査を行う権限及び具体的な管理職権とプロセスを明確にした。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人民元為替レートを市場の供需に基づく「管理変動為替相場制度」を実施していくと定める。 ○ 外貨ポジション管理方式を調整し、金融機関が外貨業務を経営することに総合ポジション管理を行う。 ○ 国際收支統計申告制度を健全化させ、外貨收支情報の収集を完備させ、国境を越える資金の流動の統計、分析と監督・監視を強化する。

【関係する法令全文】記の URL をクリックしてください。
 中華人民共和国外為管理條例
http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/06/content_1066085.htm
 関係機関の責任者による「外為管理條例」に関する記者会見での質問回答
http://www.gov.cn/zwhd/2008-08/06/content_1066150.htm

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 上海市等省市试点小额贷款公司

近期，国家出台了《关于小额贷款公司试点的指导意见》，鼓励各地通过建立新型信贷机构为中小企业提供融资服务。日前，上海市正在抓紧启动小额贷款公司试点工作，并将在崇明设立一家外资银行投资的村镇银行。此外，江苏省、浙江省、重庆市也已启动小额贷款公司试点。

(摘自 2008 年 07 月 30 日中国政府网)

● 上海工商推出 11 条政策措施支持企业发展

日前，上海市工商局推出支持企业发展的五方面 11 条政策措施。具体包括：

拓宽企业投融资渠道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 允许企业以其持有的在上海市注册登记的有限责任公司的股权办理出质登记，作为获得贷款的担保。依法快速办结企业动产抵押登记。 ○ 允许境内自然人或境内企业以其持有的有限责任公司的股权，向在上海市注册登记的內资有限责任公司和內资股份有限公司出资。 ○ 支持本市股权投资企业发展，股权投资企业和股权投资管理企业名称中的行业（以及经营范围）可分别表述为“股权投资”和“股权投资管理”。
放宽市场准入条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鼓励设立中小企业，除法律、行政法规和依法设立的行政许可另有规定外，企业注册资本最低限额，一律降低到 3 万元人民币。 ○ 凡是允许外商投资企业经营的，都允许内资企业经营；凡是允许上海市企业经营的，都允许外地企业经营；凡是法律、行政法规未禁止个体私营等非公有制经济经营的行业和项目，都允许其经营。 ○ 放宽企业名称登记条件。企业名称中的行政区划可不受企业名称四个组成部分依次排列的限制，可将行政区划加括号放在字号之后，组织形式之前。企业注册资本达到 5000 万元人民币以上、企业经济活动性质分别属于国民经济行业 3 个以上大类的，企业名称中可不使用国民经济行业类别用语表述企业所从事的行业。

二、関連する新情報

● 上海市などの省・市で小額融資会社の設立が試行される

最近、国家は「小額融資会社の試行に関する指導意見」を發布し、各地で新型の信用融資機構を設立し、中小企業のための融資サービスを提供することを奨励することとなった。先頃、上海市で小額融資会社の試行業務の展開が急がれており、崇明で外資系銀行が出資する村鎮レベルの銀行を設立することになる。その他、江蘇省、浙江省、重慶市でも小額融資会社の試行がすでに開始している。

(2008 年 7 月 30 日付けの中国政府網ウェブサイトより抜粋)

● 上海市工商局は企業の発展を支持する 11 条の政策を打ち出す

先頃、上海市工商局は企業の発展を支持する五つの方面にわたる 11 条の政策を打ち出した。具体的には次の内容が含まれる。

企業の出資・融資ルートを開拓する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が上海市で登録した有限責任会社の持分をもって質権設定登記を行うことにより、融資の担保とすることを認める。企業の動産抵当権設定登記を法に従い速やかに行う。 ○ 国内の自然人又は国内の企業が所有する有限責任会社の持分をもって上海市で登録した内資有限責任会社と内資株式有限責任会社に出資することことを認める。 ○ 上海市の持分投資企業の発展を支持し、持分投資企業と持分投資管理企業の名前にある業界の部分（及び経営範囲）がそれぞれ「持分投資」と「持分投資管理」を記載することができるようになる。
市場参入条件を緩和する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の設定を奨励し、法律、行政法规及び法に従い設立された行政許可に別途規定がある場合を除き、企業の登録資本の最低額を一律に 3 万人民币に引き下げる。 ○ 外商投資企業が経営できる事業であれば、内資企業の経営も認める。上海市の企業が経営できる事業であれば、ほかの地方の企業の経営も認める。法律、行政法规に個人私営など非公有制経済の経営が禁じられる業界とプロジェクトでない限り、その経営を認める。 ○ 企業名称登記の条件を緩和する。企業名称の中の行政区画は企業名称の四つの構成部分の並べる順序の制限を受けなくてもよく、行政区画に括弧を加え商号の後、組織形態の前に入れることを認める。企業の登録資本金が 5000 万人民币以上であり、企業の経済活動の性質がそれぞ

鼓励发展现代服务业和先进制造业	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鼓励金融服务业、金融辅助产业发展，支持评估、清算、银行卡、企业征信等企业发展。申请从事清算服务业务的企业，其经营范围可以表述为“为企业解散提供清算服务”。申请从事企业征信服务业务的企业，其经营范围可以表述为“企业征信服务”。 ○ 支持创意产业集聚区、现代服务业集聚区建设。对利用工业厂房、仓储用房、传统商业街等存量房产、土地资源进行功能改造，兴办现代服务业的，放宽企业经营场所注册条件。支持网络技术、软件开发、电子商务、动漫设计制作等信息服务业发展。申请从事动漫设计制作业务的企业，其经营范围可以表述为“动漫设计”。
发展总部经济	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支持总部经济发展。在上海市设立的综合性地区总部企业，其名称中可出现“总部”、“地区总部”等字样。在上海市设立的功能性地区总部企业，其名称中可出现“研发中心”、“营运中心”、“销售中心”、“管理中心”、“采购中心”等字样。 ○ 支持有条件的企业发展成为大集团。集团母公司注册资本额达到 3000 万元人民币，子公司达 3 家以上，集团母子公司注册资本总额达到 5000 万元人民币的，可依法申请设立企业集团。
支持企业实施品牌发展战略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点支持中小企业申报著名商标和中国驰名商标，鼓励企业实施商标发展战略。 ○ 实施《上海市加快自主品牌建设专项资金管理暂行办法》，对“中国驰名商标”和“上海市著名商标”企业进行扶持奖励。

	れ国民経済業界の 3 つ以上の大類別に属する場合、企業名称に国民経済業界類別用語で企業が従事する業界を記載しなくてもよい。
近代的なサービス業と先端の製造業の発展を奨励する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融サービス業、金融補助産業の発展を奨励し、評価、清算、銀行カード、企業格付けなどの企業の発展を支持する。清算サービスを行うことを申請する企業については、その経営範囲を「企業解散のための清算サービスを提供する」と表現することができる。企業格付けサービス業務を行うことを申請する企業については、その経営範囲を「企業格付けサービス」と表現することができる。 ○ 創意産業集中区域、近代的なサービス業集中区域の建設を支持する。工業用工場、倉庫、伝統的な商業町などの現有不動産、土地資源を利用し、その機能を改造し近代的なサービス業を起業する場合、企業の経営場所の登録条件を緩和する。ネットワーク技術、ソフトウェア開発、電子ビジネス、アニメーション設計作成など情報サービス業の発展を支持する。アニメーション設計作成業務を行うことを申請する企業は、その経営範囲を「アニメーション設計」と表現することができる。
本部経済を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部経済の発展を支持する。上海市で設立した総合性の地域本部企業は、その名称に「本部」、「地域本部」などの言葉が出ることができる。上海市で設立した機能性の地域本部企業は、その名称に「研究開発センター」、「運営センター」、「販売センター」、「管理センター」、「仕入れセンター」などの言葉が出ることができる。 ○ 条件のある企業が大規模な企業グループに発展することを支持する。グループの親会社の登録資本金が 3000 万人民币に達し、子会社が 3 社以上に達し、グループの親・子会社の登録資本金の総額が 5000 万人民币に達した場合、法に従い企業グループを設立することができる。
企業がブランド発展戦略を実施することを支持する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業が著名商標と中国著名商標の申告を重点的に支持し、企業が商標発展戦略を実施することを奨励する。 ○ 「上海市自主ブランドの建設を加速する個別資金管理暫定弁法」を実施し、「中国著名商標」、「上海市著名商標」を持つ企業を支持し奨励する。

查看 11 项政策措施的全文，您也可以点击下方网址：

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=12937>

(摘自 2008 年 08 月 07 日上海市工商局网站)

11 条的政策の全文について、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=12937>

(2008 年 8 月 7 日付けの上海市工商局のウェブサイトより抜粋)

● **关于《反垄断法》中经营者集中的相关规定的简要分析**

经营者集中是经营者追求利润最大化的重要手段。经营者实施集中后，可以扩大企业规模，拓展市场，增强市场竞争力，但是，过度集中则可能会破坏市场竞争规则，对市场产生不利影响。因此，对经营者集中的规制是各国反垄断法的重要组成部分。以下，通过与现行有效的中国法律中与经营者集中相关的规定的对比，律师对已于 2008 年 08 月 01 日起实施的《中华人民共和国反垄断法》（主席令第六十八号；以下简称“《反垄断法》”）中与经营者集中相关的规定进行简要分析。

■ **关于经营者集中的相关规定**

在《反垄断法》制定之前，《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部等六部委令 2006 年第 10 号，2006 年 09 月 08 日起实施）概括性地规定了外国投资者并购境内企业不得造成过度集中、排除或限制竞争，并在第五章中针对外资并购规定了反垄断审查。但是，《关于外国投资者并购境内企业的规定》只是一部关于外国投资者并购境内企业的部门规章，并非竞争法意义上的规制经营者集中的专门规定。因此，《反垄断法》是中国第一部对经营者集中进行规制的法律，其对于规范集中行为，维护公平竞争秩序，具有重要的意义。根据《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《反垄断法》，以及 2008 年 08 月 03 日颁布并实施的《国务院关于经营者集中申报标准的规定》（以下简称“《申报标准》”；需要指出的是，从内容上看，《申报标准》是《反垄断法》的配套法规），与经营者集中相关的规定大致如下：

项目	《关于外国投资者并购境内企业的规定》	《反垄断法》及《申报标准》
经营者集中的情形	<ul style="list-style-type: none"> - 股权并购； - 资产并购。 	<ul style="list-style-type: none"> - 合并； - 通过取得股权或资产的方式取得对其他经营者的控制权； - 通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。
管理部门	商务部和国家工商行政管理总局	国务院反垄断执法机构
申报标准	① 外国投资者并购境内企业有下列情形之一的，投资者应当申报：	- 参与集中的所有经营者上一会计年度在全球范围内的营业额合计

● **「独占禁止法」における事業者の集中に係わる規定についての簡潔な分析**

事業者の集中は、事業者が利益の最大化を追求するうえでの重要手段である。事業者は集中を実施した後、企業の規模を拡大し、市場を開拓し、市場競争力を増強することができるが、過度な集中は市場の競争規則を破壊し、市場にマイナスの影響をもたらすおそれがある。したがって、事業者の集中に対する規制は、各国の独占禁止法的重要な構成部分となっている。以下、筆者は、現行の有効な中国の法律と事業者の集中に係わる規定との比較を通し、2008 年 8 月 1 日から施行された「中華人民共和国独占禁止法」（主席令第六十八号、以下「独占禁止法」という）における事業者の集中に関する規定につき簡潔な分析を行う。

■ **事業者の集中に関する規定**

「独占禁止法」が制定されるまでは、「外国投資者が国内企業を買収合併することについての規定」（商務部等六部委令 2006 年第 10 号、2006 年 9 月 8 日から施行）にて、外国投資者は国内企業を買収合併する場合に過度の集中、競争の排除又は制限をしてはならないと包括的に定めており、また、第五章の中では外資の買収合併についての独占禁止審査が定められている。ただし、「外国投資者が国内企業を買収合併することについての規定」は外国投資者が国内企業を買収合併することについての部門規程でしかなく、競争法の意味での事業者の集中を規制する個別の規定ではない。したがって、「独占禁止法」は事業者の集中について規制を行う中国の最初の法律であり、集中行為を規範化し、公平な競争の秩序を守るうえで重要な意味をもつ。「外国投資者が国内企業を買収合併することについての規定」、「独占禁止法」及び 2008 年 8 月 3 日に公布され施行された「事業者の集中の申告基準に関する国务院による規定」（以下「申告基準」という。内容を見る限りでは、「申告基準」は「独占禁止法」の関連法規である）によると、事業者の集中に関わる規定は大よそ次の通りである。

項目	「外国投資者が国内企業を買収合併することについての規定」	「独占禁止法」及び「申告基準」
事業者の集中の状況	<ul style="list-style-type: none"> - 持分の買収合併 - 資産の買収合併 	<ul style="list-style-type: none"> - 合併。 - 持分又は資産の取得を通して、その他の事業者の支配権を取得すること。 - 契約等を通して、その他の事業者の支配権を取得し、又はその他の事業者に決定的な影響を与えることができること。
管理部門	商務部と国家工商行政管理总局	国务院独占禁止法令執行機關
申告基準	① 外国投資者が国内企業を買収合併するにあたり次の状況のいずれか 1 つに該当	- 集中に参加するすべての事業者の前会計年度における全世界範囲での売

	<p>— 并购前，并购一方当事人当年在中国市场营业额超过 15 亿元人民币或者在中国的市场占有率已经达到 20%，或者 1 年内并购国内关联行业的企业累计超过 10 个；</p> <p>— 并购后，一方当事人在中国的市场占有率达到 25%。</p> <p>② 境外并购有下列情形之一的，并购方应当申报：</p> <p>— 并购前，境外并购一方当事人在中国境内拥有 30 亿元人民币以上的资产，或者当年在中国市场上的营业额在 15 亿元人民币以上，或者该当事人及其有关联关系的企业在中国市场占有率已经达到 20%；</p> <p>— 并购后，境外并购一方当事人及其有关联关系的企业在中国的市场占有率达到 25%，或者其直接或间接参股境内相关行业的外商投资企业超过 15 家。</p>	<p>超过 100 亿元人民币，并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币；</p> <p>— 参与集中的所有经营者上一会计年度在中国境内的营业额合计超过 20 亿元人民币，并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币；</p> <p>— 营业额的计算，应当考虑银行、保险、证券、期货等特殊行业、领域的实际情况，具体办法由国务院商务主管部门会同国务院有关部门制定。</p> <p>※ 具体可参见《申报标准》第三条。</p>
<p>申报免除/申请审查豁免的情形</p>	<p>可以改善市场公平竞争条件，或者重组亏损企业并保障就业，或者引进先进技术和人才并能提高企业国际竞争力，或者可以改善环境。</p> <p>※ 上述规定具有较</p>	<p>— 参与集中的一个经营者拥有其他每个经营者 50% 以上有表决权的股份或资产；</p> <p>— 参与集中的每个经营者 50% 以上有表决权的股份或者资产被同一</p>

	<p>— する場合、投資者は申告を行わなければならない。</p> <p>— 買収合併前に、買収合併の当事者の一方の当年の中国市場での売上高が 15 億人民元を超え、又は中国での市場占有率がすでに 20% に達し、又は 1 年以内に行った国内の関連業種の企業の買収合併が累計して 10 社を超える場合。</p> <p>— 買収合併後、当事者の一方の中国での市場占有率が 25% に達する場合。</p> <p>② 国外の買収合併にあたり次に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、買収合併者は申告を行わなければならない。</p> <p>— 買収合併前において、国外の買収合併の当事者一方が中国国内に 30 億人民元以上の資産を保有し、又は当年の中国の市場での売上高が 15 億人民元以上であり、又は当該当事者及びその関連関係にある企業の中国市場での占有率が 20% に達している場合。</p> <p>— 買収合併後、国外の買収合併の当事者一方及びそれと関連関係にある企業の中国の市場占有率が 25% に達し、或いは直接的又は間接的に国内の関係業種に資本参加する外商投資企業が 15 社を超える場合。</p>	<p>— 上高合計が 100 億人民元を超え、かつそのうちの少なくとも 2 事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を超えていること。</p> <p>— 集中に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が 20 億人民元を超え、かつそのうちの少なくとも 2 事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を超えていること。</p> <p>— 売上高の計算について、銀行、保険、証券、先物等の特殊な業種、分野での実際の状況を踏まえなければならず、具体的な方法は国务院商務主管部門が国务院の関係部門と共同で制定する</p> <p>※ 詳細は「申告基準」第三条を参照することができる。</p>
<p>申告の免除/申請審査の免除状況</p>	<p>— 市場の公平な競争条件を改善し、又は欠損のある企業を再構築して就業を保障し、或いは先端技術及び管理人材を導入して企業の国際競争力を高めることができ、又は環境を改善することができるもの。</p>	<p>— 集中に参加する 1 つの事業者がその他の各事業者の 50% 以上の表決権のある持分又は資産を保有しているとき。</p> <p>— 集中に参加する各事業者の 50% 以</p>

	大的解释空间，实践中需要个案处理。	个未参与集中的经营者拥有。
审查标准	没有规定审查标准。	<ul style="list-style-type: none"> - 参与集中的经营者在相关市场的市场份额及其对市场的控制力； - 相关市场的市场集中度； - 经营者集中对市场进入、技术进步、消费者和其他有关经营者，以及国民经济发展的影响。
审查程序	<p>投资者应向商务部和国家工商行政管理总局申报。上述部门通常在收到完整申报材料之日起的 30 个工作日内完成审批，需要延长的，最多延长至 90 个工作日。</p> <p>※ 具体可参见《外国投资者并购境内企业反垄断申报指南》（商务部，2007 年 03 月 08 日起实施）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 初步审查（反垄断执法机构在收到完整申报材料之日起的 30 日内）； - 进一步审查（在做出进一步审查的决定之日起的 90 日内）； - 有法定情形的，可以延长审查期限，但延长期限最长不超过 60 日。
禁止集中的例外	没有类似的规定。	<p>经营者能够证明集中对竞争产生的影响明显是利大于弊，或者符合社会公共利益。</p> <p>※ 上述规定具有较大的解释空间，实践中需要个案处理。</p>

■ 簡要提示

1. 尽管《申报标准》的出台，对经营者集中的申报标准做出了明确的规定，使《反垄断法》在实践中更具有操作性。但是，对于经营者集中的情形中的关于“控制权”、“决定性影响”等概念的含义、申报义务人，以及审查标准中的“相关市场”的划定等事项，《反垄断法》并未明确规定，因此，后续需要密切关注上述事项的相关立法动向以及《反垄

	※ 上述の規定は解釈の余地が大きく、実践においては個別のケースごとに取り扱う必要がある。	上の表決権の有る持分又は資産が、集中に参加していない同一の事業者によって保有されているとき。
審査基準	審査基準は規定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> - 集中に参加する事業者の関係市場における市場占有率及びその市場を操作する力。 - 関係市場の市場集中度。 - 事業者の集中が市場参入、技術の進歩、消費者及びその他事業者、国民経済の発展に与える影響。
審査の手順	<p>投資者は商務部と国家工商行政管理総局に申告を行う。上述の部門は通常、すべての申告資料を受け取った日から 30 業務日内に審査許可を終え、延長が必要な場合は、最長でも 90 業務日までの延長とする。</p> <p>※ 具体的には「外国投資者が国内企業を買収合併するにあたっての独占禁止申請手引」（商务部，2007 年 3 月 8 日から施行）を参照できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 初步的審査（独占禁止法令執行機関がすべての申告資料を受け取った日から 30 日以内） - 更なる審査（更なる審査の決定を下した日から 90 日以内） - 法定状況がある場合、審査期限を延長できるが、延長期限は最長でも 60 日を超えない。
集中が禁止される例外	類似の規定はない。	<p>事業者が、集中の競争に対する影響のメリットが明らかにデメリットよりも大きく、又は社会公共の利益に適合することを証明できる場合。</p> <p>※ 上述の規定は解釈の余地が大きく、実践においては個別のケースごとに取り扱う必要がある。</p>

■ 簡潔なコメント

1. 「申告基準」が公布され、事業者の集中の申告基準について明確な規定が設けられたことにより、「独占禁止法」が実務上より取扱いやすくなったが、事業者の集中の状況における「統制権」、「決定性のある影響」等の概念の意味、申告義務者、及び審査基準における「関係市場」の定義等の事項について、「独占禁止法」では明確に定められていないため、その後において上述事項

断法》及其相关配套规定实施后的实务运作情况。

2. 《反垄断法》第 31 条规定，外国投资者参与经营者集中时，涉及国家安全的，除应当接受经营者集中审查外，还必须接受国家安全审查。但是，因为目前国家安全审查制度缺乏具体、可操作性的内容，所以给外国投资者对涉及国家安全方面的产业集中带来了诸多不确定的风险。因此，外国投资者在实施上述相关产业的集中时，应当充分考虑到因未能通过国家安全审查而无法实施集中的风险。
3. 律师注意到，国务院办公厅于近日发布了《关于印发国家工商行政管理总局主要职责内设机构和人员编制规定的通知》，规定了国家工商行政管理总局设立反垄断与反不正当竞争执法局，负责“垄断协议、滥用市场支配地位、滥用行政权力排除限制竞争方面”的反垄断执法工作。此外，之前也有消息称，商务部将可能组建一个负责反垄断调查的司局级部门，负责内外资企业并购中的经营者集中审查执法工作，对于该部门的设立情况和具体职权等，律师后续将持续予以关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

《国务院关于经营者集中申报标准的规定》

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm

《关于外国投资者并购境内企业的规定》

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200608/20060802839438.html>

《外国投资者并购境内企业反垄断申报指南》

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/bb/200704/20070404597464.html>

(里兆律师事务所 2008 年 08 月 08 日整理编写)

に關係する立法動向及び「独占禁止法」並びにそれに関する関連規定の施行後の実務展開状況に細心の注意を払う必要があることがわかる。

2. 「独占禁止法」第 31 条では、外国投資者が事業者の集中に参加する場合、それが国家の安全に関わるものであるとき、事業者の集中の審査を受けなければならないほか、国家安全審査も受ける必要があると定めている。ただし、現在の国家安全審査制度は具体性、可操作性的内容に欠けるため、外国投資者の国家安全方面での産業集中に数多くの予想できないリスクをもたらしている。したがって、外国投資者が上述の関係産業において集中を実施する場合、国家安全審査を通過できないことで集中が実施できなくなるというリスクがあることを十分に考慮しなければならない。
3. 國務院弁公庁が、先頃「国家工商行政管理總局の主要な職責の内設機構及び人員の編成に関する規定を印刷配布することについての通知」を發布し、国家工商行政管理總局が独占禁止及び不正競争防止法令執行局を設立し、「独占的協定、市場の支配的地位の乱用、行政権力の乱用により競争を制限する」方面での独占禁止法令執行業務をつかさどることを規定したことを筆者は確認した。また、これまでも、商務部は独占禁止に関する調査をつかさどる司局級の部門を設置し、内・外資企業の合併の過程における事業者の集中の審査と法令執行業務をつかさどるという情報があったが、当該部門の設立状況及び具体的な職権等についても、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

關係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「中華人民共和国独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

「事業者の集中の申告基準に関する國務院による規定」

http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm

「外国投資者が国内企業を買収合併することについての規定」

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200608/20060802839438.html>

「外国投資者が国内企業を買収合併するにあたっての独占禁止申請手引」

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/bb/200704/20070404597464.html>

(里兆法律事務所が 2008 年 8 月 8 日付で作成)